

## 随意契約理由書

件名	苅藻島クリーンセンター直流電源装置基板及び蓄電池更新工事
契約の相手方	株式会社 兵庫蓄電池
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当
随意契約の理由	
<p>苅藻島クリーンセンター直流電源装置は、受変電設備、高低圧配電盤、非常用発電機盤等の制御用電源及び商用電源停電時の非常照明設備の電源として稼働する装置であり、クリーンセンターの運転において重要な設備である。</p> <p>本更新工事は、長期間の使用により劣化した直流電源装置の電源制御用基板及び蓄電池を取り替えることにより、今後の安定的な運転を図るものである。</p> <p>今回更新を行う直流電源装置は、(株)GSユアサが独自の技術で設計、製作されたものであり、他社が内部構造を理解して本更新工事を行うことは不可能である。加えて、更新後における技術的な責任の所在を明確にするには製造会社に請け負わさなければならない。</p> <p>上記業者は製造会社である(株)GSユアサより資材・機械・点検業務の移管を受けた神戸市内唯一の業者であり、本更新工事は上記業者しか履行することが出来ない。</p> <p>以上の理由により、上記請負人と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局 施設課 ( 電話番号 078-595-6164 )